

2. 海・浜辺の保全の取り組み

瀬戸内の海岸線は、沿岸域が遠浅であることから、古くからの農地や塩田造成のための干拓・埋立が行われ、何らかの海岸堤防が築かれてきた。埋立は明治以降各地で急速に実施され、更に戦後の高度成長期には約2万 ha が埋め立てられ、自然海岸は大幅に減少し、海岸線の総延長に占める自然海岸の割合は、全国平均の53%に比べ、瀬戸内海では37%しかなく、人工護岸は49%と他の海区と比較して最も高い。特に沿岸部が埋立地、工業地帯となっている大阪府は人工海岸が大部分を占める。一方、香川県、岡山県は比較的自然海岸が残っている。近年は失われた藻場・干潟を含む浅海域を極力自然海岸に近い形に取り戻すための整備が各所で始まっている。

(1) 海・浜辺の保全に向けた施策

瀬戸内が誇る自然環境を後代に継承するために、失われた良好な資源の再生や保全・創造に向けて、国、自治体による各種の取り組みが行われている。

瀬戸内の海・浜辺の保全に関係する主な施策は、海岸法に基づく「海岸保全基本方針・海岸保全基本計画」及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく「瀬戸内海環境保全基本計画・府県計画」や府県条例による「自然海浜保全地区」の設定等があり、施策を進めるにあたってはそれぞれ関係する法令や施策との整合・連携を図ることとなっている。

①海岸保全基本方針・海岸保全基本計画

海岸法に基づき、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、地域の特性を生かした地域と共に歩む海岸づくりを目指した基本方針が示され、方針に定めた沿岸毎に、関係する府県が連携して具体的な海岸保全計画を策定した。そのうち海・浜辺に関する主な取り組み内容は下記のとおりである。

- ・ 海岸の防護：養浜等砂浜の浸食対策等
- ・ 環境の整備と保全：白砂青松の創出、貴重な海浜植物の保護・保全等
- ・ 公衆の適正な利用：海岸線へのアクセスルートの整備、レジャー施設・展望場の整備等

②瀬戸内海環境保全基本計画・府県計画

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、沿岸域の環境保全・再生・創出、水質の保全・管理及び水産資源の持続的利用の確保とあわせ、自然景観及び文化景観の保全を目標に掲げ、自然海浜の保全、海水浴場の保全、自然公園等の保全、海ごみ対策の推進、エコツーリズムの推進等の基本的施策が示された瀬戸内海環境保全基本計画が策定され、基本計画をもとに各府県計画を策定している。そのうち海・浜辺に関する主な取り組み内容は下記のとおりである。

なお、これらの取り組みが広域においてより有機的に機能するためには、県域を越えて様々な利害関係者が協議して行く必要がある。また、協議する場として、各府県計画を策定した際に意見を聴いた湾灘協議会等を活用することが望ましい。

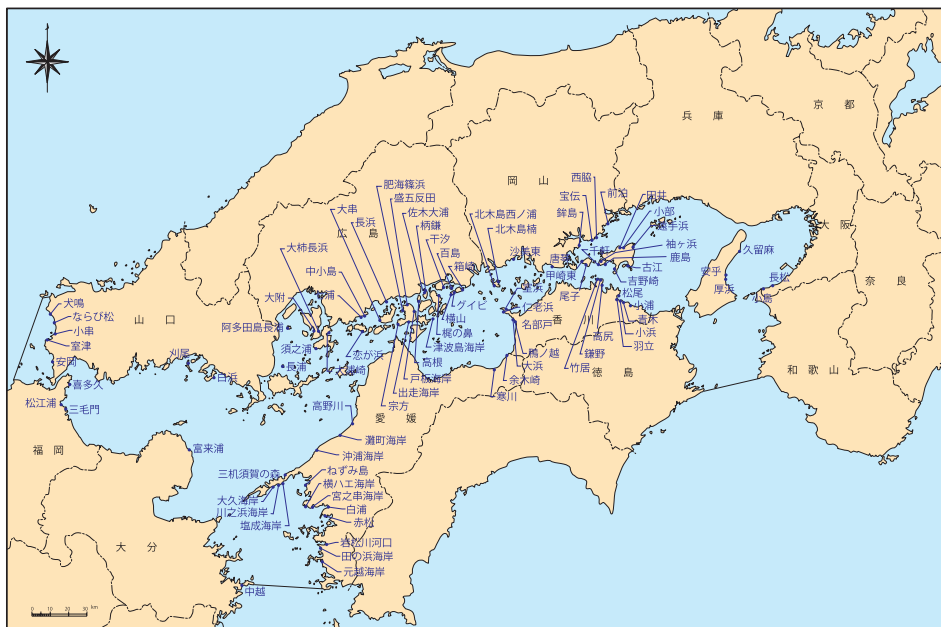
- ・ 砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出：現状の保全、新たな創出のための調査、整備等
- ・ 自然海浜の保全：養浜等による海浜環境の整備等
- ・ 環境配慮型構造物の採用：親水性等に配慮した緩傾斜護岸の整備等
- ・ 海水浴場の保全：水質の保全、水質調査等
- ・ 自然公園等の保全：自然とのふれあいを促進する公園施設整備、自然保護協力金制度等
- ・ 緑地等の保全：臨海部の緑の創出、生物多様性を考慮した植生の保全・回復等
- ・ 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進：計画的な海ごみ回収・発生抑制対策等

- ・ツーリズムの推進：地元と連携したエコツアーの実施、景観展望のための展望地及び遊歩道等の整備
- ・景観の保全：自然景観に配慮した構造物の設置等

③ 自然海浜保全地区の設定

親水空間である自然海浜は、近年各種の開発等によって減少が著しいことから、残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全することは、緊要の課題となっている。このため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の7によって関係府県は条例により、瀬戸内海の日浜地及びこれに面する海面のうち、残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全するため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき府県条例により「自然海浜保全地区」として、2009年12月末までに91地区が指定された。（図2-1）

自然海浜保全地区では、工作物の新築等に関して届出制が採用され、自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られている。



注：環境省調べ

図2-1 自然海浜保全地区位置図

瀬戸内の各行政機関では上記も含めた取り組み計画を策定し、海・浜辺の保全に向けた取り組みを開始している。代表的な実施事例を a. 人と自然との共生を目指した施策、b. 海ごみ対策における施策 に分けて表2-1で紹介する。

表2-1 瀬戸内の海・浜辺の保全に向けた施策の実施事例

a. 人と自然との共生を目指した施策


実施施策名 (関連法令・計画等)	景観の形成等に関する条例		
担当府県(部署)	兵庫県(景観形成室)		
主な対象地区	西播磨海岸地域 高砂市高砂地区(高砂市高砂町北本町、東浜町、船頭町、清水町、高瀬町、藍屋町、魚町、大工町、釣船町、狩網町、南本町、南渡海町、横町、南材木町、南浜町、東宮町、戎町、西宮町、田町、今津町、狛師町、材木町、北渡海町、細工町、鍛冶屋町、次郎助町、東農人町、農人町、鍵町、木曾町及び向島町並びに宮前町の一部区域) たつの市御津町室津地区 (たつの市御津町室津の一部区域)		
<p>(施策の概要)</p> <p>「景観の形成等に関する条例」による広域景観形成地域・景観形成地区等の指定により自然景観と調和した良好な景観形成に努めている。</p> <p>【広域景観形成地域制度】 相生市及びたつの市御津町の一部区域を「西播磨海岸地域風景型広域景観形成地域」に指定し、地域特性に応じた広域景観形成基準を定めるとともに、大規模建築物等の新築・増改築、広告物等の表示を行う場合に届出を求め、地域の景観の形成を図る。</p> <p>■西播磨海岸地域 当地域の岬で構成される入り江の浦には、瀬戸内海有数の港町を形成し、その集落を風・波から守る岬は、神の降臨場として信仰を集め、神社を祀り保全しており、その背後の丘陵とともに、美しい緑の海岸線を形成している。兵庫県の瀬戸内海側で有数の長さを誇る自然海岸と港町を形成する貴重な地域において、美しい風景づくりの推進を図る。</p>			
			
		綾部梅林から	万葉の岬から
			
		新舞子海岸から	
実施施策名 (関連法令・計画等)	保安林の指定による森林の保全(森林法)		
担当府県(部署)	兵庫県(森林保全室)	主な対象地区	沼島(南あわじ市)
<p>(施策の概要)</p> <p>淡路島の南約4.6kmのところ浮かぶ沼島は、漁業と観光が主な産業である。森林と海には深い関係があることは古くから知られており、島内の森林の大部分を「魚つき保安林」に指定し、大規模な伐採等を禁止している。水面に陰をつくったり、流れ込む水の汚濁を防いだり、養分の豊かな水を供給するなど、保安林にすることで、森林の持つ公益的機能を永続的に保全し、良好な漁場を確保している。</p>			
			
実施施策名 (関連法令・計画等)	環境配慮型護岸の採用(環境率先行動計画、瀬戸内海の環境保全に関する兵庫県計画)		
担当府県(部署)	兵庫県	主な対象地区	兵庫県全域
<p>(施策の概要)</p> <p>県が新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新を行う際は、健全な水質浄化、生物の生息・生育空間の再生・創出のため、緩傾斜護岸など環境配慮型護岸を採用するように努めている。</p> <p>【導入例(緩傾斜護岸)】神戸空港島、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖処分場、姫路港(網干沖地区)廃棄物埋立護岸など</p>			
実施施策名 (関連法令・計画等)	地域団体等による藻場・干潟等の再生・創出支援事業 (瀬戸内海環境保全特別措置法、瀬戸内海の環境保全に関する兵庫県計画)		
担当府県(部署)	兵庫県(水大気課)	主な対象地区	兵庫県の瀬戸内海沿岸地域
<p>(施策の概要)</p> <p>瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生するため、地域団体等が行う藻場・干潟など生物生息域の再生・創出等の実践活動に対して助成を実施している。</p>			
			


実施施策名 (関連法令・計画等)	海岸の防護、環境の整備と保全		
担当府県(部署)	兵庫県相生市	主な対象地区	相生市那波港
<p>(施策の概要)</p> <p>相生湾最奥部の那波港は、兵庫県レッドデータAランクのシバナの一大群生地であり、その他海浜植物や干潟周辺に生息する生物が多く生息しているが、近年、海岸が波により浸食され、海岸域や干潟が減少し、貴重な生物の生息域が消失しつつある。</p> <p>そこで、那波港にそそぐ河川の上流部の山砂を海岸に入れ、保全活動に取り組んでいる。</p> <p>また、藻場の育成、再生活動としてアマモの移植を行ったり、干潟の生物調査を行い、現状把握も行っている。</p> <p>その他、海岸域や遊歩道の清掃活動を行うなど、保全活動に積極的に取り組んでいる。</p>		 <p>那波港海岸</p>	
実施施策名 (関連法令・計画等)	須磨海岸再整備事業		
担当府県(部署)	兵庫県神戸市(港湾局)	主な対象地区	須磨海岸
<p>(施策の概要)</p> <p>関西最大級の規模を誇る「須磨海水浴場」は、海水浴シーズンには年間約70万人の来場者で賑わい、都心部にある貴重な親水空間である。</p> <p>このような中、平成27年度から29年度にかけてJR須磨駅前においては、人と自然がより快適に共生できる空間を創造するために養浜(遠浅化)事業を実施した。その結果、多くの市民が憩う砂浜となり、潮干狩りやビーチスポーツ等が行われるとともに、遊歩道や多目的トイレも整備し、海水浴客だけではなく、ジョギングや散歩等を楽しむ市民の方々が訪れ、子供連れ家族が安全・安心に海岸を利用し、四季を通じて楽しめる海岸へ生まれ変わった。</p>			
実施施策名 (関連法令・計画等)	自然海浜保全推進事業		
担当府県(部署)	岡山県(環境管理課)	主な対象地区	岡山県沿岸全域
<p>(施策の概要)</p> <p>目的 瀬戸内海の環境保全や自然に対する感性を育むため、地域の自然を活用して海とのふれあいを確保し、その利用や理解を促進する。</p> <p>内容 岡山県内の親子等を公募し、自然海浜保全地区等で磯生物の採集や海ごみの回収を行い、自然海浜の多様な生物や海ごみの現状を学ぶ体験学習を実施する。</p> <p>併せて、海浜の場所、海の遊び方などを示したリーフレットを作成し、県民が気軽に海に足を運びきっかけをつくる。</p>			
実施施策名 (関連法令・計画等)	岡山県水産振興プラン2017		
担当府県(部署)	岡山県(水産課)	主な対象地区	岡山県全域
<p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> アマモ場の保全・再生のため、漁業者を主体とした種まき等の再生活動の支援に重点を置き、県下全域へ取組を拡大させることで、アマモ場の面積の増加を目指している。 生物の生息環境を改善し、資源の増大を図るため、かつて本県海域で見られたカキ礁や貝床のような良好な漁場を参考にして、カキ殻の敷設による海底環境の改善を推進する。また、漁業者が主体となって実施する海底耕うんの取組に対して助言や支援を行い、海底環境の改善につなげる。 			

実施施策名 (関連法令・計画等)	かがわ「里海」づくりビジョン		
担当府県(部署)	香川県(環境管理課)	主な対象地区	香川県全域
(施策の概要)	<p>香川県では、多様な分野の関係者の連携・協働の場として、かがわ「里海」づくり協議会を設立(平成25年4月)するとともに、かがわ「里海」づくりビジョンを策定しており、同ビジョンに示す『人と自然が共生する持続可能な豊かな海』の実現を目指して、山・川・里(まち)・海をつなげる施策を総合的に進める里海づくりを推進している。</p>		
	<p>全県で、県民みんなてつなく山・川・里(まち)・海</p>		
実施施策名 (関連法令・計画等)	かがわ里海大学		
担当府県(部署)	香川県(環境管理課)	主な対象地区	香川県全域
(施策の概要)	<p>里海について県民の理解を助け、里海づくりをけん引する人材を育成するため、平成28年4月に香川大学と共同で「かがわ里海大学」を開校し、様々な講座を随時開講している。平成28~29年度で42講座を実施して831名が修了しており、里海大学で学んだことを生かし、里海づくりを実践するなど、自主的な里海活動も地域に広がってきている。</p>		

b. 海ごみ対策における施策

実施施策名 (関連法令・計画等)	海岸漂着物等地域対策推進事業		
担当府県(部署)	和歌山県	主な対象地区	原則地域計画に定める重点区域
(施策の概要)	<p>和歌山県の貴重な財産である海岸の良好な景観及び環境の保全を目的に策定した「和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、国の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)を活用し、海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策を目的とした県民等の参画するイベントの開催、市町村が主催するクリーン活動事業への補助(平成30年度は岩出市、田辺市の2市に補助)を行う。</p>		
実施施策名 (関連法令・計画等)	海岸漂着物地域対策推進事業		
担当府県(部署)	京都府亀岡市	主な対象地区	瀬戸内海国立公園 成ヶ島(兵庫県洲本市由良)
(施策の概要)	<p>亀岡市内の小中学生及びその保護者を対象に、河川及び海岸における漂着ごみの実状を学び、海のない亀岡市からの漂着ごみの発生抑制の意識啓発を目的として環境教育を実施。(京都府海岸漂着物地域対策推進事業)</p> <p>その一環として、兵庫県洲本市由良中学校が毎年実施している「成ヶ島クリーン作戦」に参加し、地元地域との交流を通じて、川と海の子どもの相互理解を深め、桂川・淀川の流末である瀬戸内海を調査することで、亀岡と海との系統性・連続性に関する理解を深める。</p>		
実施施策名 (関連法令・計画等)	海ごみ啓発ポスター掲出・チラシ配付		
担当府県(部署)	大阪府	主な対象地区	大阪府全域
(施策の概要)	<p>2019年1月28日に、大阪府は大阪市と共同で、2019年G20大阪サミット及び2025年大阪・関西万博の開催地として、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行った。</p> <p>この宣言に係る具体的な取組の一つとして、海洋プラスチックに関する啓発ポスター・チラシを作成し、関係機関や市町村をはじめ、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等で掲出・配付するとともに、企業とも連携して、環境イベント、SNS、広報誌など様々な媒体を通じて情報発信を行っている。</p>		

実施施策名 (関連法令・計画等)	使い捨てプラスチック削減運動「PLASTIC-Free チャレンジ」		
担当府県(部署)	大阪府堺市(環境政策課)	主な対象地区	堺市全域
<p>(施策の概要)</p> <p>堺市は、平成30年6月、SDGs 未来都市に選定された。これを受け、海洋プラスチック対策をSDGsの取組として位置付け、市民が身近に取り組めるSDGsの取組として、包括連携協定を締結しているセブン・イレブン及び市内に多数の店舗を有するローソン等コンビニエンスストア事業者の応援・協力のもと、必要のないプラスチックをできるだけ使用しないプラスチックフリーなライフスタイルへの転換を促す、使い捨てプラスチック削減運動「PLASTIC-Free チャレンジ」を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、SNS等を活用した啓発 ・市内協力コンビニエンスストアへの啓発ポスター掲出、コンビニエンスストア従業員への声掛け徹底依頼 ・市役所本庁舎内入居事業者への使い捨てプラスチック削減協力依頼 <p>※その他、今後も様々な取組を実施予定</p>			
			
実施施策名 (関連法令・計画等)	瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進懇話会		
担当府県(部署)	兵庫県(環境整備課)	主な対象地区	瀬戸内海沿岸
<p>(施策の概要)</p> <p>「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、地域の特性を踏まえ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、民間活動団体の代表や国・県・市町の関係行政機関から構成される懇話会を開催する。</p>			
実施施策名 (関連法令・計画等)	海岸漂着物等の回収・処理		
担当府県(部署)	兵庫県(環境整備課)	主な対象地区	原則地域計画に定める重点区域
<p>(施策の概要)</p> <p>地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用し、海岸漂着物の回収・処理を実施する。海岸管理者は、海岸の地形、気象等の条件や景観、海岸の利用、漁業等経済活動等の状況及び海岸漂着物等の量・質等を勘案し、海岸漂着物等の適正な処理を行う。</p>			
実施施策名 (関連法令・計画等)	普及啓発活動		
担当府県(部署)	兵庫県(環境整備課)	主な対象地区	兵庫県内全域
<p>(施策の概要)</p> <p>海岸漂着物等の多くは、陸域で発生したものであり、河川を通じて海に流れ出し海流や風により運ばれたものが、広く海岸に漂着しており、その中には生活に伴って発生したごみ等が含まれる。</p> <p>海岸漂着物等の発生抑制には、その発生の実態を理解し、その適正処理を推進することが必要である。広く住民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に海岸漂着物対策への取組をおこなう必要があることから、海岸一斉清掃等の情報を提供し、清掃活動への参加を呼びかけるとともに、環境学習により意識の高揚を図る。</p>			
実施施策名 (関連法令・計画等)	水産多面的機能発揮対策事業(うち、漂流・漂着物処理)		
担当府県(部署)	兵庫県(資源増殖室)	主な対象地区	神戸市、高砂市、たつの市、淡路市、洲本市、南あわじ市
<p>(施策の概要)</p> <p>環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域活動を支援する水産庁の施策であり、海洋汚染の原因となる漂流・漂着物処理も支援対象に含まれる。兵庫県では本施策を活用し、地域団体や漁業者等が行う海ごみの回収・処理事業を推進している。</p>			

実施施策名 (関連法令・計画等)	リフレッシュ瀬戸内		
担当府県(部署)	兵庫県加古川市	主な対象地区	別府港、尾上港
<p>(施策の概要)</p> <p>瀬戸内海沿岸の地方自体等で構成される瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会では海浜の清掃活動という、誰もが参加しやすい活動を通じて美しい瀬戸内を守っていくことを目的に、平成5年度から「リフレッシュ瀬戸内」事業として、瀬戸内海沿岸地域の11府県107市町村において環境美化活動を実施している。</p> <p>【平成30年度実績】</p> <p>加古川市に於いては6月26、27日の2日間にわたって別府港・尾上港の清掃作業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別府港 6月26日(火) 8時30分～9時30分 参加人数 175人 ・尾上港 6月27日(水) 9時～10時 参加人数 72人 			
実施施策名 (関連法令・計画等)	海ごみ発生抑制対策(平成29年度)		
担当府県(部署)	岡山県 (循環型社会推進課)	主な対象地区	岡山県全域
<p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海ごみ対策啓発展示会の開催 海ごみ啓発資材(写真パネル、海ごみ現物等)の展示や、回収等の活動の紹介を、県内9箇所(公共施設・民間施設)で実施 ○海ごみ回収ハンドブックの作成 県民の海ごみに対する意識改革や、海ごみ回収などの実践行動を促進するため、海ごみ回収活動に参加する際の注意事項等をコンパクトにまとめた手引きを作成 ○新聞広告掲載 瀬戸内海の海ごみを考える月間に合わせ、海ごみ対策の周知を目的とした新聞広告(全面)を地元新聞において2回掲載 			
実施施策名 (関連法令・計画等)	岡山県水産振興プラン2017		
担当府県(部署)	岡山県(水産課)	主な対象地区	岡山県全域
<p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度に「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し対策を推進しており、海底ごみについては、沿岸7市に16基の海底ごみステーションを設置し、底びき網漁業者が日常の操業で引き揚げたものを、市等の協力により運搬、処理する体制を構築している。 ○漂流ごみについては、小型船舶愛好団体がボランティアで実施している回収活動を支援する。 ○発生源対策として、県内市町村や庁内関係課から構成される「岡山県海ごみ対策県市町村連絡調整会議」において、情報交換や県下全域での海ごみに関する普及啓発等を行うとともに、海ごみの回収、運搬、処理について関係機関が役割分担して対応している。 			
実施施策名 (関連法令・計画等)	海岸一斉清掃の取組(H28年度～)		
担当府県(部署)	広島県	主な対象地区	広島県沿岸市町
<p>(施策の概要)</p> <p>県の代表的な観光地である宮島を舞台に、スポーツGOMI拾い、GOMI拾いウォーキング、GOMI拾いコン(合コン)など、多彩な催しを組み合わせ、楽しみながら清掃を行う、海岸一斉清掃のモデル事業「宮島海岸GOMIゼロ大作戦」を平成28年7月に実施した。</p> <p>この事業の成果を生かして、沿岸市町への手法の伝授等の支援を行うことにより、多様な主体が連携して、楽しみながら参加できる海岸一斉清掃の取組が拡大していくよう取り組んでいる。</p> <p><新規取組市町></p> <ul style="list-style-type: none"> 29年度～：廿日市市、竹原市、大崎上島町 30年度～：呉市、大竹市、江田島市 <p>(以後取組市町を拡大)</p>			

実施施策名 (関連法令・計画等)	やまぐちのキレイな海岸フォトコンテスト		
担当府県(部署)	山口県	主な対象地区	山口県内の海岸
<p>(施策の概要)</p> <p>県内各地域で活発に展開されている海岸環境美化活動の取組や美しい風景の写真を通じ、県民の環境美化や景観保全の意識の醸成と実践活動の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テーマ：「やまぐちのキレイな海岸」 ○撮影対象：県内海岸における清掃活動等の状況や美しい風景 ○表彰：環境保全活動及び景観の部門別に表彰 ○主催：山口県海岸漂着物対策推進協議会、山口県 ○参考：山口県廃棄物・リサイクル対策課 HP <p>URL：http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/photocontest2017.html</p>			
実施施策名 (関連法令・計画等)	山口県海岸清掃エコツアー		
担当府県(部署)	山口県	主な対象地区	山口県内の離島
<p>(施策の概要)</p> <p>離島をフィールドとした体験型海岸清掃エコツアーを開催し、海洋ごみの実態把握及び環境学習を推進する。</p> <p>※各地域や農林水産部と連携した漁業体験等の実施により、水産振興や地域活性化も促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施離島：柱島(岩国市)、平郡島(柳井市)、蓋井島(下関市)、見島(萩市) ○参加対象：県内小中学生とその保護者(定員：各島40名) ○実施内容：海岸清掃・漂着物調査、各離島の特色に応じた漁業体験等 ○主催：山口県 ○参考：山口県廃棄物・リサイクル対策課 HP <p>URL：http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/h30ecotour.html</p>			
実施施策名 (関連法令・計画等)	海底堆積ごみ回収・処理システム		
担当府県(部署)	香川県(環境管理課)	主な対象地区	香川県全域
<p>(施策の概要)</p> <p>国、県、市町及び各種団体の参加による香川県海ごみ対策推進協議会(H25.5設置)にて、関係者の協働により構築している海底堆積ごみの回収・処理システム。漁業者が、漁業の際に底びき網漁などで網にかかった海底堆積ごみをボランティアで陸まで持ち帰り、そのごみを沿岸市町や協議会が運搬・処理し、その費用を内陸を含む全市町と県が負担するもので、香川県独自の全国初の取組み。</p>			
			
実施施策名 (関連法令・計画等)	県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」		
担当府県(部署)	香川県(環境管理課)	主な対象地区	香川県全域
<p>(施策の概要)</p> <p>県民に広く海ごみの発生抑制と回収促進の啓発を行うため、10月の第4日曜日から15日間、県内の内陸部を含む全域で一斉にクリーン活動を実施するもの。平成30年度は約60,000人が参加し、98トンのごみを回収した。</p>			
			
実施施策名 (関連法令・計画等)	香川県海岸漂着物等地域対策推進事業		
担当府県(部署)	香川県(水産課)	主な対象地区	東かがわ市、小豆島町、土庄町 直島町(底びき網漁業禁止区域外のため、県の上乗せ補助なし)
<p>(施策の概要)</p> <p>環境省の事業。平成27年度より、幼稚魚の育成場として重要な浅海域であり、かつ通常の漁業操業で海底堆積ごみの回収が困難な海域において、市町・漁協等が実施する海底堆積ごみの回収・処理に対し、環境省の補助事業を活用して補助している。そのうち、小型機船底びき網漁業の禁止区域内で行う事業には、地元負担の1/2を県が上乗せ補助している。</p>			
			

実施施策名 (関連法令・計画等)	水産多面的機能発揮対策事業		
担当府県(部署)	香川県(水産課)	主な対象地区	高松市(牟礼漁協) 東かがわ市(引田漁協) 観音寺市(観音寺漁協・伊吹漁協) さぬき市(鴨庄漁協)
(施策の概要)		<p>水産庁の事業。漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する各種活動を支援する。活動項目の中に、「漂流、漂着物、堆積物処理」が含まれている。県では、関係市町及び関係団体と連携し、海ごみの回収・処理事業等を実施している。</p>	
			
実施施策名 (関連法令・計画等)	「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業		
担当府県(部署)	香川県(河川砂防課)	主な対象地区	香川県が管理する海岸
(施策の概要)			
地域住民などの団体が、香川県が管理する海岸の一定区間の清掃等を実施し、県と市町はこれらの活動を支援する。			
実施施策名 (関連法令・計画等)	高松港海面清掃業務		
担当府県(部署)	香川県(港湾課)	主な対象地区	高松港内
(施策の概要)		<p>高松港内において、県所有の清掃船「みずきⅡ」により、漂流物等の回収を実施。</p>	
			
実施施策名 (関連法令・計画等)	愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画の改定		
担当府県(部署)	愛媛県(循環型社会推進課)	主な対象地区	愛媛県内全域
(施策の概要)			
平成 29 年 2 月に地域計画を改定し、重点海岸を全海岸に拡大したほか、海岸漂着物に加え、漂流ごみや海底ごみの回収・処理、マイクロプラスチック対策問題への対応を追加した。			
実施施策名 (関連法令・計画等)	環境学習の実施		
担当府県(部署)	愛媛県(循環型社会推進課)	主な対象地区	愛媛県内全域
(施策の概要)			
海岸漂着物の発生抑制のため、小・中学生を対象に海洋ごみに関する環境学習会を実施し、愛媛の海洋ごみに関する講義や海ごみ回収ゲーム、海ごみアート(みきゃんオブジェ・ダークみきゃんオブジェ、フォトフレーム)の制作を通じて、海岸や海域の環境保全の重要性の意識啓発を図る。			
実施施策名 (関連法令・計画等)	愛媛県海岸漂着物対策推進協議会の開催		
担当府県(部署)	愛媛県(循環型社会推進課)	主な対象地区	愛媛県内全域
(施策の概要)			
海岸漂着物対策推進に関して、国、県、沿岸市町、学識経験者、漁業関係者及び民間団体で構成される愛媛県海岸漂着物対策推進協議会を開催し、情報共有や連絡調整、意見交換を行った。			
実施施策名 (関連法令・計画等)	海岸漂着物の回収・処理		
担当府県(部署)	愛媛県(循環型社会推進課)	主な対象地区	愛媛県内全域
(施策の概要)			
県及び市町の海岸管理者等やボランティアによる海岸漂着物、漂流ごみ及び海底ごみの回収を実施。平成 25 年度から 29 年度までの間に、合計約 604 トンの海岸漂着物等を回収した。			